

経済戦略局（海外企業等のニーズに合わせたビジネス交流創出に係る連絡調整等業務）
会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、海外企業等のニーズに合わせたビジネス交流創出に係る連絡調整等業務を行う会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、次に掲げる要件を備えている者のうちから、筆記試験及び面接の内容を総合的に勘案して行う。

（1）パソコンソフト（Word、Excelなど）の基本的な操作ができること。

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

「勤務日数」

1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

「勤務時間」

午前9時00分から午後5時15分まで

「休憩時間」

45分

5 営利企業への従事制限について

会計年度任用職員は、会計年度任用職員の採用等に関する要綱第5条の規定により営利企業へ従事するときは、所属長へ届け、許可を得なければならない。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。